

# 緒明山 OAKIYAMA-TSUSHIN 通信13



保存した旧海軍時代の平面交差線路（市内田浦港町、筆者撮影）

発行日  
令和6年（2024年）3月27日

発行者  
横須賀市立中央図書館郷土資料室  
住所 神奈川県横須賀市上町 1-61  
電話 046-822-2077

本誌は印刷発行していません。次の図書館あるいは市史編さん事業のホームページからダウンロードしてください。カラーでご覧いただけます。  
<https://www.yokosuka-lib.jp/contents/archive/>  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8150/shishi/shishi1-top.html>

## 《市史メモランダム》

### 文化財保護と観光振興の歩みから想うこと ～横須賀市の話題を中心に～

郷土資料室 佐藤明生

#### 1 はじめに

2016/平成28年4月19日、旧海軍時代の軍港都市4市は、文化庁から日本遺産「鎮守府（ちんじゅふ）横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の認定を受けた。日本遺産とは文化庁が2014年度に創設した新たな事業で、その目的は文化財を活用して地域振興を図ることである。したがって、保護を目的とする世界遺産<sup>\*1</sup>の日本版ではない。

文化庁は日本遺産の公募の際に「歴史の声に耳を傾けるとその土地に物語が生まれる。文化財は保存から活用の時代へ！日本遺産、はじまります」と呼びかけた。これまでが、個々の文化財を“点”として指定し管理する保存重視の時代であったことを回顧し、「その土地」すなわち“地域”に点在する文化財をある共通の“テーマ”でまとめ、そこに内在する「物語」をわかりやすく解説して、文化財を“面”として活用すること、そしてその情報発信を目指した。そのため、認定を受けるのは日本遺産ストーリーであって文化財ではない。個々の文化財は日本遺産ストーリーを構成する文化財＝「構成文化財」に位置付けられる<sup>\*2</sup>。

そこで、本題に入る前に日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」について簡単に触れておく。

鎮守府とは海軍を統括する本拠地のことである。大日本帝国周囲の海域を第1～第4海軍区に分け、各海軍区に一つある軍港に鎮守府を設置した。横須賀が1884/明治17年、呉と佐世保が1889年、舞鶴が1901年のことである。この4市は、海辺の小さな村に軍港が建設され、鎮守府とともに発展した共通の都市形成史を有する。ただし、横須賀には1865/慶応元年に江戸幕府が着工し、その後、明治政府が接收した横須賀製鉄所（横須賀造船所）に始まる歴史、つまり鎮守府設置以前に軍港として機能していた歴史があり、そこに唯一無二の特徴がある。

鎮守府とともに発展した4市は、敗戦により軍需産業都市としての基盤を失ったが、平和産業都市を目指して住民投票で旧軍港市転換法を発効させ、その後も旧軍港市振興協議会を設立して、今日に至るまで連携を保っている。

「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の日本遺産ストーリーの概要は次のとおりで、ストーリーのテーマは海軍技術と軍港都市の発展である<sup>\*3</sup>。

「明治期の日本は、近代国家として西欧列強に渡り合うための海防力を備えることが急務であった。このため、国家プロジェクトにより天然の良港を四つ選び軍港を築いた。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関とともに水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた四つの軍港都市が誕生した。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市は、どこか懐かしくも逞しく、今も訪れる人々をひきつけてやまない。」

さて、横須賀市は日本遺産の創設と同じ2014/平成26年度（12月2日）に「観光立市推進条例」を公布した。人口減少<sup>\*4</sup>や基幹産業の撤退・移転に伴う産業構造の見直しとともに観光政策を重視する方針を打ち出した。そして、この条例公布後に日本遺産の認定を手中に収め、観光立市推進の一つの手立てを整えたわけだが、それから早くも8年の歳月が流れようとしている<sup>\*5</sup>。

そこで本稿は、改めて文化財保護と観光振興の在り方を考える上で、次の2点に的を絞り以下に記していく。

- A) 文化財保護と観光振興の法や施策の歩みを振り返り、文化財は活用の時代と言われる現状を確認すること
- B) 文化財の望ましい活用の在り方を考える上で文化財の活用形態を類型化した試案を提示すること

\*1 世界遺産とは「人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つ文化的・自然的な不動産」で、その保護が目的。

\*2 構成文化財は、世界遺産のように建造物、土木構造物、土地を指定する史跡・名勝など不動産だけが対象ではなく、動産である有形文化財、民俗芸能や民具などの有形・無形の民俗文化財など文化財全般を対象とする。文化財の種別は\*6参照。

\*3 日本遺産ストーリーの本文は次の日本遺産ポータルサイトを閲覧していただきたい。本文はA4判で2ページ分。

<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story035/>

横須賀市の日本遺産構成文化財一覧表 (☆=動産)

1	米海軍横須賀基地 C1 建物 (旧横須賀鎮守府庁舎)
2	米海軍横須賀基地 C2 建物 (旧横須賀鎮守府会議所・横須賀海軍艦船部庁舎)
3	米海軍横須賀基地 B39 建物 (旧横須賀海軍工廠(こうしょう)庁舎)
4	海上自衛隊横須賀地方総監部田戸台分庁舎 (旧横須賀鎮守府司令長官官舎)
5	逸見(へみ) 波止場衛門 《市民文化資産》
6	東京湾要塞(ようさい) 跡 猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡 《国史跡》 計2施設
7	走水(はしりみず)・観音崎の砲台群 計5施設 観音崎第一～三砲台跡、三軒家砲台跡、走水低砲台跡
8	東京湾第三海堡(かいほう) 構造物 《県重文》 計4棟 ⇒ 観測所、探照灯、砲側庫(以上、夏島都市緑地)、兵舎(うみかぜ公園)
9	ヨコスカ製鉄(てつ)所・造船(せん)所刻印れんが 計2種 ☆
10	スチームハンマー(横須賀製鐵所設置) 《国重文》 ☆ ⇒ 0.5トン片持ち形、3トン門形 計2台
11	米海軍横須賀基地1号～6号ドック(旧横須賀製鉄所・同造船所・同海軍工廠 第一号～第六号船渠)
12	近代造船所建築図面資料230点 《市重文》 ☆
13	走水水源地 《国登録有形文化財》 計2棟 ⇒ れんが造貯水池、鉄筋コンクリート造浄水池
14	逸見浄水場 《国登録有形文化財》 計7棟 ⇒ 緩速(かんそく)ろ過池調整室Ⅰ～Ⅳ、配水池東入口、同西入口、ベンチュリーメーター室
15	七釜(しつかま)トンネル(明治・大正・昭和のトンネルが並ぶ)
16	横須賀港周辺の絵図(明治12年～39年) 計9版 ☆
17	記念艦三笠(海上自衛隊横須賀地方総監部 旧三笠艦保存所)

- \* 4 横須賀市の人口は、1992/平成4年5月の43.7万人をピークに、それ以降減少に転じ、2024年3月1日現在373,439人である。大軍港都市を掲げていた昭和18年には35.8万人を数えた(敗戦後、20.2万人に激減)。横須賀市の推計によれば2030～2035年の間に戦中期の人口を下回る(横須賀市HPより/なお、戦中・戦後の人口は現在の逗子市を合併していた時の数値である)。
- \* 5 近隣市町村の動向としては、八王子市が2020年6月に日本遺産の認定を受け、2021年4月には「桑都日本遺産センター八王子博物館」を開館させて市民が見える事業展開をした。

## 2 文化財保護と観光振興に関する法と施策の歩み

### (1) 文化財保護法の制定と埋蔵文化財事務の増大化

敗戦後、文化財関連の法は戦前期に制定された三つの法を準用していた\*6。ただし、占領下の混乱期にあっては国宝の闇流出や国宝建造物への不法占拠など「管理の悪化」や「(法)制度の不備」といった問題が浮上していた\*7。

更にGHQ(連合国総司令部)の指示で、明治天皇の聖跡関連史跡を指定解除したこともあり\*8、もはや天皇主権に基づく法体系による運用には限界がきていた。新たな法の準備を進める中で、1949/昭和24年1月26日に法隆寺金堂の壁面焼失という惨事が起きた。この事件の及ぼした影響は大きく、新たな法＝「文化財保護法」の制定を促すことにつながった(公布は1950年5月30日、施行は同年8月9日、以下「法」とする)。日本国憲法の施行から僅か3年という時期に文化財に関する法が整った背景には、文化財が国民の精神生活に関わり、敗戦後の復興に資すると期待された一面

もあろう。折しも1947年に始まった静岡県登呂遺跡の発掘は弥生時代の農耕社会を明らかにし、日本列島における後期旧石器時代の存在を証明した群馬県岩宿遺跡の発見とともに国民の関心と呼び、新たな歴史観を培っていた。

法の第1条には「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」とその目的が記される。「文化財は保存から活用の時代へ」とは言うものの、当初から文化財は保存と活用を図るものと謳われていた。それでは何故、「保存の時代」が続いてしまったのか。その要因は、冒頭で触れたように文化財を「点」として指定し管理する法制度にあるが、また違った別の一面を筆者の経験に基づき述懐してみたい。

経済成長が軌道にのり国土開発が進むと埋蔵文化財(「土地に埋蔵されている文化財」：法92条)の保護が大きな問題になっていった。当初の法では、遺跡は史跡、遺物は有形文化財として重要なものだけが指定され保護されたが、遺跡や遺物が地下に埋もれた状態では重要かどうかの判断がつかない。1954/昭和29年の法改正では、周知の埋蔵文化財包蔵地(「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」：法93条)が法の適用を受け、学術的な発掘調査に加え、土木工事をする場合も届出が必要になった。更に1975年の法改正では届出制度を強化し、埋蔵文化財包蔵地に関する資料の整備とその周知徹底を市町村の教育委員会に求めた。

その結果、教育委員会の文化財担当は埋蔵文化財に対する業務の増大化という宿命を負うことになった。具体的には埋蔵文化財包蔵地の把握、その周知化と地図情報の整備、届出の受理と国への進達、試掘確認調査の実施、本発掘調査に至るまでの協議や指導、更に市町村自らが行う本発掘調査と出土品整理並びに調査報告書作成などである。

文化庁は埋蔵文化財を担当する職員(以下、「専門職員」とする)の配置を市町村の役割として指導した。採用基準は専門性の観点から大学で考古学を学んできたことが一つの目安になった。配属された専門職員は考古学の研究対象とする遺跡が、開発行為により跡形もなく破壊されてしまい、残るのは発掘調査の記録だけという現実に直面する。市町村内部でも遺跡の保存に関心が示されることは少なく、専門職員は遺跡を守る孤高の聖職者と化していく。それでも開発行為は無慈悲に押し寄せてくる。そのため、専門職員は遺跡の破壊に手を貸しているのではないかという背信感に苛まれ続ける。しかも専門職員は埋蔵文化財に限らずあらゆる文化財を担うことが多い。国土開発から遺跡をいかにして守るかという命題が、文化財全般の保護意識に与えた影響は大きいと考える\*9。

また、重要な遺跡が発見され、国の史跡指定を受ければ破壊を免れるが、「従来、史跡等は凍結して保存すべし」との考え方が根強かったせいもあり、活用に関する多彩な

取り組みが行われ始めたのは平成の時代になってからの事である」と、文化庁が告白するように\*10、保存・継承以外の目的を持たない“凍結保存”を指導し続けたことが、保護に偏った体質の土台を形作っていったように思える。

「平成の時代」の始まり、戦後 50 年を迎えようとするタイミングで近代化遺産の総合調査が始まり、史跡の指定基準の改正を受けて近代遺跡の全国調査も始まった\*11。文化財の指定制度のほかに登録制度も加わり\*12、文化財に対する施策や仕組みの新規・拡充がこの時期に進み始めたことは事実だが、文化庁自らが「文化財は保存から活用の時代へ」との転換期の必要性を宣言したのは、「平成の時代」の終わりのことである。

\* 6 「史蹟(しせき)名勝天然記念物(きねんぶつ)保存法」(大正 8 年公布)、「國寶(こくほう)保存法」(昭和 4 年公布)、「重要美術品等ノ保存ニ關(かん)スル法律」(昭和 8 年公布)の三つの法律。

なお、「文化財」は文化財保護法で定義された用語で、現状では次のような種別で構成される。

- 有形文化財 > 指定 > 重要文化財 > 指定 > 国宝 > 登録 > 登録有形文化財
  - ※ 建造物・絵画・彫刻・古文書・歴史資料・考古資料等
- 無形文化財 > 指定 > 重要無形文化財 (俗にいう人間国宝) > 登録 > 登録無形文化財 > 選択 > 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
  - ※ 演劇・音楽・工芸技術等
- 民俗文化財 > 指定 > 重要有形民俗文化財 > 重要無形民俗文化財 > 登録 > 登録有形民俗文化財 > 選択 > 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
  - ※ 風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びそれらの衣服・用具等
- 記念物 > 指定 > 史跡 > 指定 > 特別史跡 > 名勝 > 指定 > 特別名勝 > 天然記念物 > 指定 > 特別天然記念物 > 登録 > 登録記念物
  - ※ 遺跡・庭園・海浜・山岳等の名勝地、動物・植物・地質鉱物
- 文化的景観 > 選定 > 重要文化的景観
  - ※ 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地、棚田や里山等
- 伝統的建造物群保存地区 > 選定 > 重要伝統的建造物群保存地区
  - ※ 宿場町、城下町、農漁村等
- 文化財の保存技術 > 選定 > 選定保存技術
  - ※ 文化財の保存に必要な材料や用具の生産・制作・修理・修復の技術等
- △ 埋蔵文化財
  - ※ 土地に埋蔵されている文化財、都道府県の台帳に登録することで「周知の埋蔵文化財包蔵地」となるが、埋蔵文化財の状態では指定・登録の対象にならない。
  - ※ 発掘された遺物は有形文化財、遺構・遺跡は記念物

\* 7 引用・参考文献 <1> P.19

\* 8 史蹟名勝天然記念物保存法に基づく全国の史蹟指定総件数 618 件のうち、明治天皇関連の史蹟 377 件、実に 6 割以上の史蹟が指定解除された。本市では本町の諏訪公園内(横須賀幼稚園前)の「明治天皇横須賀行在所跡(あんざいしょあと)」がその対象である。その当時の標柱・記念碑は現存する。

\* 9 無論、専門職員が保護・保存に尽くすことは当然の使命であり、活用をおろそかにしていたということではない。また、全国の市町村の抱える問題が埋蔵文化財だけということでもない。



史蹟指定が解除された明治天皇横須賀行在所跡(筆者撮影)

\* 10 参考・引用文献 <1> P.255。

\* 11 近代化遺産とは、幕末以降の近代化に貢献した建造物や土木遺産などを対象にした新たな文化財の概念で、1990/平成 2 年度から全国総合調査が始まった。一方、近代遺跡は 1995 年の史蹟指定基準の改正を受けて、第二次世界大戦終結頃までの遺跡を対象とすることになり、旧横浜正金銀行本店と原爆ドームが史蹟に指定された。全国的近代遺跡調査は 1996 年に始まる。参考・引用文献 <1> P.84、148、232。

\* 12 登録とは「文化財登録原簿」に記載することで、記載されたものが登録文化財である。建造物を対象に始まり、使いながら守るというコンセプトは指定文化財に比べれば柔軟な活用を可能にした。現在は、記念物や有形文化財にも適用されている。

## (2) 観光基本法の成立とその後(平成の始まりまで)

観光振興に関する基本法は 1963/昭和 38 年施行の「観光基本法」で、翌年に開催する東京オリンピックに照準を合わせて制定されたものである。文化財については第 14 条に「国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図るため必要な施策を講ずるものとする」と基本的な事項が定められた。

その後、1967/昭和 42 年の「国際観光年」、1970 年の「大阪万国博覧会」、1972 年の「札幌冬季オリンピック」(沖縄の返還もこの年)、1978 年の「成田空港開港」など、国際観光に資する施策や事業によりインバウンドを推進していった。逆に 1964 年の日本人の海外渡航自由化、1971 年の米ドル変動為替相場制に伴う円高への移行などを経て、国民の海外旅行=アウトバウンドも促されていった。

また、1970/昭和 45 年前後は、フライドチキンやドーナツ、ハンバーガーなどのファストフードに、ファミリーレストランやコンビニエンスストア、大型のスーパーマーケットなどが国内で創業あるいは台頭した時期でもある\*13。チェーン店やフランチャイズ店方式の業務スタイルが国民の中に溶け込み、効率的で画一化された“いつでもどこでも型”ともいえる消費が普及していった。海外移入(ほぼ米国型)の消費スタイルを受容することで、国民は欧米先進諸国に目を向けグローバルな感覚を養っていた。それとともに世界第 2 位の経済大国を成し遂げ、国民は近未来的な生活スタイルにもあこがれていた。その一方で地方の過疎化が表面化してきた時期でもあり、日本の伝

統的あるいは地域固有の文化が置き去りにされたような経済成長の陰ともいえる喪失感を感じる。

1980年代に入り日本の国際収支が黒字に転じると、貿易相手国との収支バランスの改善が必用になり<sup>\*14</sup>、国際観光にも影響を及ぼしたという。経済成長が新たな課題を招いたことになるが、そのような中で国内各地域へ目を向けた具体的な取り組みも始まる。それは運輸省が1984/昭和59年に提案し、1986年から指定を始めた「国際観光モデル地区」と1988年に策定した「90年代観光振興行動計画(TAP90'S)」である。前者は訪日外国人旅行者に対する地域ごとの観光環境の整備が目的で、後者では観光立県推進会議を軸に地域の活性化と国際化を目指した。

1992/平成4年は文化財と観光にとって大きな潮流が始まる年になった。「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の締結である。いわゆる「世界遺産条約」であるが、この条約自体は1972年にユネスコの総会で採択されていた。日本は条約の採択を支持したものの、その後なんと20年間も締結に踏み切らなかった。条約締結の遅延理由はいくつかあるようだが<sup>\*15</sup>、世界遺産条約が保護を目的とするなら文化財保護法で十分という考え方が少なからずあり、そのような井の中の蛙の考え方を捨てて、グローバルな視点で自国の文化遺産と自然遺産を見る目の必要性をようやく認識したことを表している。

この時期、横須賀市では5期20年に及ぶ横山和夫市政を受けて、1993/平成5年に沢田秀男市長が誕生した(3期12年)。沢田氏は電子自治体を構築し推進したことで、当時大変大きな反響を呼んだ市長であるが、就任当初は横須賀の都市イメージを「アーバンリゾート都市」と捉えていた。そして、まちづくりの都市像として「国際海の手文化都市」を目指した。その後、3期目の2002年になると「都市の歴史性を深く掘り起こし、『そこにしかない歴史』を大切にはぐくむ。それが都市を『文化化』し、個性ある成熟都市へ向かわせる」と説くようになる<sup>\*16</sup>。市長を歴任することでその都市固有の歴史こそが都市デザインの要であることに言及した。ちなみに沢田氏は横須賀の「そこにしかない歴史」の一つに横須賀製鉄所の建設を挙げた。

1995/平成7年、戦後50年というこの年に「阪神・淡路大震災」がおり、「地下鉄サリン事件」という戦争を知らない世代による化学兵器を使った国内テロが発生した。今年の漢字＝「震」に象徴される年であったが、翌年の運輸省による「ウェルカムプラン21(訪日観光交流増進計画)」を始め、観光関連の施策はとどまることを知らなかった。

昭和の終わりから平成の始まりにかけては、世界的にはベルリンの壁の崩壊に始まる東欧諸国の改革やEUの設立、国内的にはバブル経済とその崩壊に象徴される時代であった。地方分権が叫ばれ始め、地域の活性化を重視する方向性が明確に打ち出されたのもこの頃である。国土交通省

の「道の駅」の誕生や日本酒の特急・一級・二級という国が定める等級制度の廃止もこの時期の象徴的な出来事として捉えられる。日本酒は吟醸酒や地酒のブームを経て、今では国内各地の蔵元のブランド化が際立ってきている。

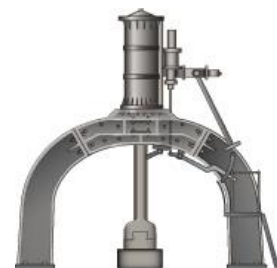
文化財についても“2-(1)”の末尾で触れたように、施策や仕組みに新たな展開を迎えた。更に地域に目が向けられ始めたことで、文化財は国民共有の財産ながらも(法第4条)、文化財があることの効果なり恩恵はその文化財が所在する地域に授けられる、つまり地域独自の文化財は、その地域の活性化に資するものと理解されるようになっていった。

\*13 カップヌードルも1971年の発売。カップ麺のグローバル化を目指した。 「倍増計画」がある。

\*14 改善対策として、日本人の海外での消費を促す「海外旅行

\*15 文化庁は遅延の理由を「各国による締結及び運用の状況を見守っていた。(中略)ユネスコの管理・運営に大きな疑問が呈された」とする。引用・参考文献(1) P.389。

\*16 引用・参考文献(2) 沢田市政は1998/平成10年に2007年の市制施行百周年記念事業の一環で刊行する『新横須賀市史』の編さん準備会を発足し、2002年に国指定重要文化財スチームハンマー2台を展示するヴェルニー記念館の開館、そして2003年にはペリー来航150周年を記念した「よこすか開国祭」を開催して、都市の「文化化」を目指していった。



3トンスチームハンマー (自作イラスト)

### (3) 観光立国化と2020東京オリパラ招致

21世紀に入ると2002/平成14年に「外国人旅行者訪日促進戦略」を掲げた国土交通省と関係省庁による「グローバル観光戦略」が公表され、翌年には小泉純一郎(横須賀市出身)内閣が観光立国化を推進した。

そして、2007/平成19年に観光基本法を改正した「観光立国推進基本法」が施行された。その前文に「地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成する」と記し、地域力の強化を盛り込んだことが前法と大きく異なる点である。同年、文化庁も「歴史文化基本構想」を提唱し、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本方針の策定を全国の市町村に求めた<sup>\*17</sup>。

翌2008/平成20年には、農林水産省、国土交通省、文部科学省の三省所管で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」が施行され、市町村に「歴史的風致維持向上計画」の作成を推奨した<sup>\*18</sup>。そして、観光施策の推進のために国土交通省内に観光庁が設置されたのもこの年である。

インバウンドに最も大きく影響する近隣諸国の動向としては、1989年/平成元年の韓国の海外渡航自由化、そして2000年の中国の団体旅行ビザの解禁と進み、2009年には中国人個人観光ビザの発給も開始され、いわゆる

「爆買い」が話題になった。

2010/平成22年、経済産業省内に「クール・ジャパン室」が設置された。日本の伝統的な食や生活様式に加えて漫画やアニメ、ゲームなど、日本のサブカルチャーへの世界的な関心を見逃さず、観光資源として発信する場を整えた。日本のサブカルチャーが世界に受け入れられた背景には、情報インフラの整備・発達、世界のグローバル化を加速度的に推進させたことと無関係ではない。ウェブサイトとその検索エンジンの開発、SNSの多様な進化、そしてスマートフォンの登場、これらが情報の伝達という概念を一変させた。特にスマートフォンがPCを凌駕する勢いで普及し、SNSを日常化させた功績が大きい。世界中のあらゆる世代の関心や視点が日本のサブカルチャーを見逃さず、日本の新たな魅力を引き出していくことにつながった。

2011/平成23年3月11日に東日本大震災が発生した。被災地の復興や福島第一原発の処理が喫緊の課題となる中で、被災した文化財を保護する「文化財レスキュー事業」にも早急な対応がとられた。

2011/平成23年度に文化庁は「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を開始した<sup>\*19</sup>。事業を実施する組織・団体に事業費を助成するものだが、ここで注目したいのは事業名に文化財という法律用語を敬遠して「文化遺産」と称したこと、「観光振興」と「地域活性化」という二つの言葉を冠したことである。観光を意識し、文化財＝保護という硬いイメージの払拭を図った点は文化庁の体質変化と見てよいだろう。

2013/平成25年、政府は「日本再興戦略」を発表した。その「テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」の中で「国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する」ことを示し、文化財の観光資源化を戦略的に進めることを課題とした。

そして、この年の9月、観光立国を推進する上で最大の起爆剤を得た。それは2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックの開催地に東京が選出されたことである(以下、「2020東京オリパラ」とする)。ここに「おもてなし」<sup>\*20</sup>戦略が始まった。同年12月には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、日本の観光戦略は勢いを増すことになった。

2014/平成26年、政府は「地方創生」を発表した。東京都周辺に集中する人口を是正し、「まち・ひと・しごと」に応じて、それぞれの地域の実情に応じた環境の整備を図ることを求めた。この「地域の実情に応じた」という地方創生の思想は文化庁の指導にも如実に表れている。例えば、ある文化財収蔵庫の改修をめぐって文化庁と協議した際、かつては補助金事業の蓄積により早期実施の難しい

ことを講評する程度にとどまった。ところが地方創生以降は、国庫補助金による事業採択は従前と同じ説明ながらも、地方の自助努力やクラウドファンディングの利用にも言及した。とはいえ、文化財所有者も横須賀市も総額の1/6の費用負担で済む国庫補助が利用できなければ<sup>\*21</sup>、事業の意思決定を棚上げにせざるを得ない。最終的に文化財所有者はクラウドファンディングに望みを託し、ようやく文化財収蔵庫の改修に漕ぎつけることができた。

地方創生に基づく地域づくりの視点は、観光立国推進に対する根源的な考え方にもなっている。2020東京オリパラの際に訪日した外国人に“おもてなし”をするのは東京だけでないこと。せっかく訪日してくれた外国人を限らず日本各地に促すためには、それぞれの地域がその地域にある観光資源を理解してセールスする必要性を示し、地域の活性化なくしては観光立国も成り立たないと説いた。

国の動向にTV局各社も応じた。訪日外国人に対して日本の観光地や食文化に関するリサーチを意欲的に進め、行ってよかった場所、好きな日本食、購入したお土産などの情報を連日のようにベスト10形式で紹介した<sup>\*22</sup>。訪日外国人の嗜好を知らなければ“おもてなし”もできないというわけである。王道的な観光地や食文化も取り上げる一方で、意外な地方都市が登場したり、ごくありふれた菓子類や百円均一商品などにも関心が示されたりして、改めて観光資源とは何かを見つめ直すことにつながった。

また近年は、“2-(2)”で触れたいつでもどこでも型消費に、回転寿司やドラッグストアなどの様々なチェーン店が加わり、Costcoや業務スーパーに代表される超大量型の消費にも人気が集まっている。その一方で、画一的なものに対する反発やオリジナルなものへの憧れから全国に設置された道の駅、ご当地グルメやB級グルメ、産地直送にこだわった直販サイト、かまくら野菜や本市が進めている“よこすか野菜”などの地域特化型消費にも国民の関心が示されている。これらはいくつかの現象にすぎず、地域活性化を具体的に実証する根拠には至らないが、少なくとも食の面での地域ブランド化の進展を読み取ることはできる。このような消費者ニーズの多様化は、2008/平成20年に始まったふるさと納税にも影響し、その是非はともかく、今やお取り寄せグルメと変わらないほど、返礼品の選択が主眼になっている。

横須賀市では2007/平成19年に市制100周年を迎えたが、この頃から近代の歴史遺産の保存とその活用対策が進み始める。例えば、2008年に始まる海上自衛隊千代ヶ崎送信所跡地(千代ヶ崎砲台跡)の保存協議、市議会を中心に始まったティボディエ邸<sup>\*23</sup>復元の議論、国土交通省が解体した東京湾第三海堡の構造物を市内で保存展示し、その後市の重要文化財に指定したこと<sup>\*24</sup>などである。

また、2008/平成20年には株式会社トライアングルが

「YOKOSUKA 軍港めぐり」の定期運航を開始した。軍港めぐりは現在でも人気を維持しており、横須賀観光の最大の成功事例と評価できる。



YOKOSUKA 軍港めぐり (筆者撮影)

(見える陸地は全て米海軍横須賀基地/右端に2・3号ドック)

2012/平成 24 年、横須賀市は「近代歴史遺産活用事業推進協議会」を発足し、翌年上記協議会の下部組織として「軍港資料館検討部会」が置かれた。市議会でも「軍港資料館等検討委員会」を設置して、市議会・首長部局ともにティボディエ邸の復元並びに軍港資料館の建設について本格的な議論を進めた。そして、冒頭に記した観光立市推進条例の制定にいたる。

\* 17 横須賀市は未策定。この構想は法改正で文化保存活用地域

\* 18 横須賀市は未作成。 〔 計画に移行する⇒2-(5)参照。〕

\* 19 民主党政権時代に始まった事業である。2012/平成 24 年 12 月に自民党に政権が戻ったことと関連するか不明だが、2013 年度の募集 (2013 年 2 月) から事業名が「文化遺産を活かした地域活性化事業」に変わり、「観光振興」が外された。

横須賀市は 2011 年度から 3 年間、民俗芸能の映像記録作成とモニターツアーの二つの事業を行った。映像記録の作成は浦賀と中村の虎踊り、佐島御船歌及び一絃琴演奏技術で、昭和 8 年の浦賀虎踊りの映像フィルムもこの事業の一環でデジタル化した。これらは YouTube の横須賀市公式チャンネルで公開中。

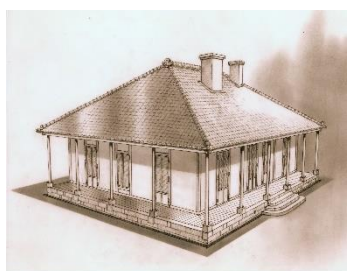
また、2005/平成 17 年度に始まった同様の助成金事業として「ふるさと文化復興事業」がある。この事業では民俗芸能用具の修理と新調、長井町飴屋踊の芸能の映像記録作成を行った。

\* 20 おもてなしに“・(スタックト)”を振った理由は、オリパラ招致のプレゼンをした滝川クリステルさん風に読んでいただくため。

\* 21 国の補助率は 1/2 で、それに伴う県と市の補助率は 1/6。所有者の負担は残りの 1/6 である。

\* 22 新型コロナウイルスの蔓延拡大に伴いこの手の番組は消えたが、国内への入国制限が解除された現在、同様の企画番組が再び放映されるようになっている。

\* 23 ティボディエ邸は米海軍横須賀基地内に所在した横須賀製鉄所副首長ティボディエの官舎である。木骨れんが造平屋建て、建築面積は約 230 m<sup>2</sup>である。



ティボディエ邸の想定復元図 (横須賀市自然・人文博物館提供)

2003/平成 15 年度に横須賀基地からシロアリの被害による解体が

伝えられ、現地確認した時は改築とペンキ塗装により歴史的な趣は失われていた。その後、建物調査を実施してティボディエの官舎であることが立証され、横須賀製鉄所建設当初の唯一残る建造物との評価を得た。そのため、横須賀市は復元を前提に建築部材を横須賀基地から無償で譲り受けた。

\* 24 現在は神奈川県指定重要文化財。

#### (4) 日本遺産の創設から COVID-19 の蔓延まで

文化庁は、2014/平成 26 年度に日本遺産に関する調査研究に着手し、認定した日本遺産を活用する「日本遺産魅力発進事業」の 2015 年度予算を要求した。日本遺産の概要は事前に知らされていたが、第 1 回目の公募はこの予算案の閣議決定後 (2015 年 1 月 19 日) になった。締め切りまでの猶予はなかったが 18 件の日本遺産が誕生した<sup>\*25</sup>。

日本遺産は 2020 年度までに 100 件の認定を目指す時限的な事業で、最終的に 104 件の日本遺産が誕生した。ただし時限的とはいえ、文化庁では現在も認定した日本遺産の総括評価や候補地域の認定、情報発信モデル事業などを継続している。今後も文化財活用の根幹事業になることを期待する。

なお、日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の総括評価は「認定継続」であるが、「地域の文化に誇りを感じる住民の割合」が目標達成できていないため「不可」の項目があり、今後の総括評価が心配である。

文化庁は日本遺産を“文化財版クールジャパン”と表現したが<sup>\*26</sup>、この点でも日本遺産が地方創生の一環であり、2020 東京オリパラに向けた戦略の一つであることがわかる。観光先進国を目指す中で開催される 2020 東京オリパラは、日本の歴史と文化に対する関心を更に高める効果が期待された。オリパラ開催地として世界の目が日本に向けられ、否が応でも日本に関心が集まる。集められた関心を全国に拡散する役割が日本遺産である<sup>\*27</sup>。

2015/平成 27 年 3 月、横須賀市は念願であった「東京湾要塞跡 猿島砲台跡・千代ヶ崎砲台跡」の国史跡指定を受けた。同年 11 月には横須賀製鉄所創設 150 周年記念事業を実施し、横須賀市自然・人文博物館は「すべては製鉄所から始まった—Made in Japan の原点—」を開催した。「そこにしかない歴史」に目を向け、近代の歴史遺産を



自然・人文博物館の記念展チラシ (部分)

とおして、横須賀市のアイデンティティを市内外に知らしめる施策や事業を具体化していった。

2016/平成 28 年、観光庁は「明日の日本を支える観光ビジョン～世界が訪れたい日本～」を策定した。「観光立国」から「観光先進国」へより推進強化を目指したものである。掲げられた 10 個の改革の中の一つとして、「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へを位置づけ、その支援制度として「地域の文化財を一体的に整備・支援」、「観光資源としての価値を高める美装化への支援」などを提示した。また、「とっておいた文化財」を「とっておきの文化財」に」というキャッチコピーで文化財を活用する積極的な姿勢を促した。これまでの文化財保護行政を揶揄したような言い回しに、長年、文化財に携わってきた筆者としても、わざわざとっておいた訳ではないと反論したいところだが、この語呂合わせは気に入ってしまった。

同年、観光庁の観光ビジョンに同調して、文化庁は「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を策定した。文化財は「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの」との意識改革と文化財の観光資源化を推進する立場を表明した。

このように各省庁及び地方公共団体、そして民間企業が取り組むことで増幅した観光ベクトルは、2020 東京オリパラに方向を定め、訪日外国人に対する“おもてなし”を準備していった。ところが、2019/令和元年 12 月 8 日、中国武漢で最初の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が発症し、瞬く間に世界各地に拡散した。COVID-19 の蔓延拡大で、日本の観光戦略が思惑どおりにはならなかったことは言うまでもない。2020 東京オリパラは翌年に順延され、多くの競技が無観客開催になった。日本遺産についてはマスメディアが取り上げることもなく、闇の中に葬られてしまったといっても過言ではない。

\* 25 文化庁は 2014/平成 26 年度当初、日本遺産調査研究事業をランドブレイン株式会社に業務委託した。この調査研究結果は 2015 年 3 月に発表された。ということは、その意見や評価を待たずに日本遺産の第 1 回目の公募をしたことになる。見切り発車ではないかとも取れるが、それだけ文化庁が他の省庁に歩調を合わせなければならなかった内情を察する。

日本遺産の公募から一か月足らずで締め切りという切羽詰まった期間設定にも関わらず、全国から 83 件の応募があった。震災直後とあって東北地方からの応募は少なかった (神奈川県からの応募は 1 件＝落選)。

第 1 回目の認定件数は 18 件であるが、そのうち 5 件はランドブレイン株式会社が実地調査した 10 件に含まれる。

\* 26 例えば、2014/平成 26 年度の記念物担当者会議 (6 月 4 日開催) における文化財課長の講和。

\* 27 日本遺産の担当ではない文化庁調査官と雑談した際、日本遺産を“お祭り”と評することがあった。つまり、文化庁内では法に基づく文化財保護行政の神髄をなす事業ではなく、時限的かつ“にぎやか”的の事業と見なしていた向きがある。

## (5) そして、文化財保護法の改正

文化庁では観光立国化に即した「文化財保護法」の改正に着手した。2017/平成 29 年 12 月、法改正に向けた文化審議会の「第 1 次答申」で、「文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼしあい、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない」と、文化財の保存と活用の関係に言及した。今回の法改正に対しては主に歴史系の学術団体から活用偏重になることを危惧した数々のパブリック・コメントが寄せられたが、こうした世論を牽制する目的もあったと思われる。概念的ながら文化財の保存と活用の関係自体は正論であろう。

2019/平成 31 年 4 月、「文化財保護法」と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正法が施行された (公布は 2018 年 6 月 8 日)。改正の趣旨は次のとおり。

「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」 (下線部は、文化庁作成資料のまま)。

法改正のポイントは次の三つ。

- A) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- B) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- C) 地方公共団体の長による文化財保護事務の担当可能  
“A”では、都道府県に「文化財保存活用大綱」、市町村には「文化財保存活用地域計画」の策定を定めた。後者は市町村の任意努力で運用してきた「歴史文化基本構想」を発展的に継承し、法へ規定したものである<sup>\*28</sup>。さらに国登録文化財にふさわしい文化財を提案できる仕組みを作った。未指定の文化財についても活用と将来への継承を求めたわけである<sup>\*29</sup>。そのほか、上記の推進のために「文化財保存活用支援団体」の指定を可能にした。

“B”は、「文化財保存活用地域計画」が市町村の基本的なアクションプランであるならば、指定文化財ごとに「保存活用計画」を定めることを規定したものである<sup>\*30</sup>。

“C”は、教育委員会の所管あるいは首長部局の職員が補助執行していた文化財保護事務を地方公共団体の首長による担当を可能にしたことである。“できる”的な制度であり、その所管は各地方公共団体の運用に任される。とはいえ文化財保護事務が教育委員会の所管であっても、予算に関しては教育委員会に独立した権限がない。首長部局の裁定を仰いできた長い歴史があり、根底を覆す法改正ではない。肝心なことは文化財の柔軟な活用を期待できても、文化財の保護が行政内部の所管の違いで左右されてはならないことである。

今回の法改正の特徴は、「改正の趣旨」の冒頭に記すよう

に過疎化と少子高齢化という時代背景を捉え、地方創生に基づき市町村の自立に委ねられている点にある。上記Cの“できる”的な制度面だけではなく、Bの指定文化財ごとの「保存活用計画」も直ちに成果を出すことは求められない。法改正の文言だけをみれば市町村の文化財保護事務は更なる増大化が心配されたが、法改正の趣旨を受け止めて努力するか、無言で押し通すかは市町村次第ということになる。とはいえ、何もしなければ市町村間の格差を生み出しかねない。落ちこぼれずに文化財を活用した地域活性化を成し遂げる姿勢を示すなら、まずは予算と人事の壁が大きく立ち足はかかる。ただし人事については、増員は難しくとも柔軟な運用で切り抜けられると考えたい。適材適所の職員配置とその専任化、専門的資質のある博物館や資料館の学芸員の併任など、すぐにでも取り組めることがある。文化財担当の戦略的な人事を期待したい。

\* 28 神奈川県は2019/令和元年11月に「神奈川県文化財保存活用大綱」を策定済。横須賀市は未策定。

\* 29 未指定や未登録の文化財のままでは法の適用を受けないため、準指定クラスや指定予備軍、地域の中でもローカルな文化遺産を市町村の裁量で国の登録文化財にできるようにした。

横須賀市では教育委員会の文化財指定以外に首長部局が条例を設置して1986/昭和63年度から「市民文化資産」の指定を行ってきており、未指定の文化財の保存と活用を進めてきた実績がある（現在、23件指定/管理奨励金や保存修理補助金の交付あり）。そのため、法改正により市民文化資産の運用にも将来的な課題が生じる。これまで以上に教育委員会と首長部局との連携強化は言うまでもなく、この件に限れば首長による文化財保護事務の担当も考慮される。

\* 30 横須賀市は史跡東京湾要塞跡の「保存活用計画」を策定。

### 3 文化財の活用実態について

#### (1) 文化財の活用形態の類型化

文化財を活用した地域活性化のためには、文化財の観光資源としての効果を未永く発揮させていく必要がある。そのためには、法改正が示した「文化財保存活用地域計画」の策定が有効であろう。その中で文化財の保存と活用に関する課題を抽出して方針を策定し、具体的な措置を講じていくことになる。その際、個々の文化財や一定の地域の文化財群がどのように活用されているか、その実態を整理することも初歩的な作業の一つと考える。

そこで、文化財の活用形態を次のA～Eに類型化してみた。この試案では、活用面だけを見ればAからEへと観光資源化が進んでいくように捉えられるが、全ての文化財がEを目指す、あるいは理想とするものではない。文化財の保存環境や所有者の意向などを踏まえて、まずは個々の文化財が現在どの類型に当てはまるのかを確認することから始まる。その際、活用形態AやBでも保存と活用のバランスが取れていて効果も見込まれ、しかも過度の露出を避ける必要があれば、BあるいはCへの移

行の是非は十分な検討を要する。

【活用形態A】 法に基づき文化財所有者もしくは管理団体による公開\*<sup>31</sup>を実践している

【特徴】 文化財の活用において、所有者と見学者という二者の関係で成立している状態。所有者が博物館や資料館の場合、複数の文化財を一度に公開できても、二者の関係＝文化財の点としての活用の域を出ない。

【課題】 見学者の興味や関心をつなぎとめる、その興味や関心を第三者に伝播させる仕掛けが必要である。また、文化財担当としては地域内の公開事業を掌握し、一過性で終わらないように関連付けして周知することも初歩的な対策であろう。

【活用形態B】 市町村の教育委員会（博物館・公民館・文化財担当など）やガイドスタッフによる見学会を基本に、文化財を“面”として捉えた活用を推進している

【特徴】 文化財の活用事業に対してボランティアを含めたガイドスタッフの参画、つまり活用する側への市民参加が芽生え、定着している。

【課題】 ガイドツアーにより文化財所有者の垣根を越えて、あるテーマに沿った文化財群やある一定地域の文化財群の活用が可能になる。そのため、地域内の文化財を“面”としてまとめる方法をたえず意識すること。

市町村内の文化財が総括的に活用形態A・Bに納まる場合、文化財担当は文化財総合調査により所在状況等の実態の把握に努め、その調査結果に基づいた文化財の指定や周知事業など基礎的な事務を進めている。

首長部局としては、文化財の活用から派生する効果をまだ予見しにくく、これらの活用形態では文化財が観光振興に資するという認識には至らない。

特に活用形態Bは、良く見られる文化財の活用実態で、市民を対象にした事業が行われていても、その特徴は文化財に関心のある人が中心になっていることである。文化財の活用がこのA・Bに留まっている場合、文化財の周知が十分でないと認識される。活用形態Cへの展開には大きな壁があるが、何らかの要因や起爆剤により比較的スムーズに移行することも予想される。

【活用形態C】 市町村とNPO法人や地元企業などが提携した地域ブランド化事業を実践している

【特徴】 保存と活用を担うNPO法人が芽生え、活用を推進するための民と官の協働や連携を積極的に進めるなど、文化財への関心を個人レベルから社会レベルへと拡大させている。

【課題】 キャラクターやサブカルチャーなど若年層の関心と呼ぶことに力を入れ、様々な地域の魅力（例えば、ご当地グルメ・B級グルメなど）を融合させた施策に挑戦するなど、市町村内部の組織の壁を取り払い、社会的な認知度を高める努力を惜しまないこと。



【活用形態D】 NPO法人や地元企業・旅行会社との協働や連携が定着し、市町村は文化財が観光振興の一翼を担うと認知している

〔特徴〕 活用の進む文化財は、マスメディアへの登場も多くなり、首長部局としても文化財の観光資源化の成功を客観的に評価できている。

〔課題〕 文化財の観光資源化が実を結んでいるため、文化財の価値を損なわずに将来へ受け継ぐという文化財保護の根本的な視点を意識し、首長部局と文化財担当との連携を怠らないこと。

文化財の活用形態をBからCへ押し上げることは、文化財への関心を社会レベル化させることに等しい。NPO法人や地域の団体との連携強化、SNSを利用した情報発信などを疎かにせずマンネリ化を防ぎたい。活用形態C・Dの注意点は、観光資源としての効果にしか目もくれないと、観光担当の暴走が危惧されることである<sup>\*32</sup>。

【活用形態E】 市町村が主導しなくても、文化財の観光資源化が十分に機能している

〔特徴〕 地域活性化、地方創生という視点を越えた民間企業による事業やマスメディアによる情報発信などにより、文化財の観光資源化が常態化している。

〔課題〕 文化財所在地周辺では騒音、交通渋滞、ごみ投棄などの社会問題が増幅してくるため、その解決に当たっては市町村全体で取り組むこと。

文化財の観光資源化が定着しても、実態は活用効果の高いものに限定されている。文化財の保存は計画どおりに進められても、活用は所有者や市町村の思惑どおりにとは限らない。それでも、活用効果の高いものはその効果を維持していかななくてはならない。その時、市町村に求められる姿勢は、文化財の適切な修理・修復や環境整備を怠らないことに尽きる。

\*31 法では有形文化財の公開は所有者もしくは管理団体が行うものと定める(第47条の2)。文化財の点としての活用の原点。

\*32 典型的な事例として、兵庫県朝来市の史跡「竹田城跡」の登山道拡幅工事に対する中止命令と原状復帰。

## (2) 横須賀市における類型化した文化財の具体例

史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡は、指定区域外での海水浴やBBQ、釣りなどを目当てにした観光客も多く、史跡としても活用形態Dに分類できる。ガイド団体<sup>\*33</sup>として横須賀市認定の「猿島公園専門ガイド協会」があるが、株式会社トライアングルの「TOKYO BAY Navigator」が参戦してきたため、利用者側のニーズに応じて役割分担できると良い。猿島砲台跡は活用形態Eを目指して横須賀の顔となる役割が期待されるが、劣化した砲台施設の保全管理と修復事業という大きな課題がある。その際、必要に応じてその都度修復するのではなく<sup>\*34</sup>、修復を投

資と位置付けてしっかりとした計画に基づき整備することが望まれる。

同じ東京湾要塞跡でも千代ヶ崎砲台跡は、教育委員会が「千代ヶ崎砲台跡活用サポーターの会」を設立して活用を進めている点では活用形態Bの範疇だが、史跡整備事業が進んでいることやマスメディアの利用も散見されることからCに位置付けておく。ただし、砲台の地下施設である弾薬庫や掩蔽部(えんぺいぶ=shelter)への出入りが可能なため、落書きを始め悪戯が懸念される。地上に開口する深く掘り窪められた砲座には落下防止柵が設置されているものの、万が一の備えにはならない。そのため、現在行っている公開日を指定したガイド付き見学が万全の方法であろう。活用形態Dへの移行は見送る必要があるが、見学者の減少を招かない取り組みが求められる<sup>\*35</sup>。



国指定史跡 東京湾要塞跡千代ヶ崎砲台跡 (生涯学習課提供)

三浦半島と鎌倉の文化財の観光振興に当たり、所有者と民間企業を中心に市町村の観光担当も連携する仕組みで「一般社団法人 BUSHIDO 文化協会」が2021/令和3年に設立された。活用形態BからCへの移行と面的活用の推進を目指した感があり、今後の進展が期待される。ただし、運慶作の諸像など国指定の重要文化財を扱うため、しっかりとした保存にも目が届く体制づくりは欠かせない。

\*33 横須賀市内全域をガイドする団体としては、「NPO法人よこすかシティガイド協会」がある。近頃、ガイド本『風に吹かれて散歩道』を刊行した(神奈川新聞社発行)。

\*34 猿島では緊急な小破修繕を入園料で対処(公園管理課)。

\*35 2023/令和5年10月に始めた中高生対象の動画制作ワークショップで、参加者が制作したPR動画「千代ヶ崎砲台跡を歩いてみた」のYouTube配信、市の木「オオシマザクラ」の開花時期に合わせた「さくらまつり」の開催などが試みられている。

## (3) 横須賀市における文化財の活用案

全般的にはユニークベニューの推進に期待する。ユニークベニューとは、歴史的な趣のある建造物や構造物等を利用したイベント開催のための空間演出である。横須賀市では浦賀ドックや猿島で実践してきている。文化財を観光資源として利用する側の受け皿の拡大が期待でき、文化財への関心を社会レベルへと引き上げることに役立つ。

個別的には2021/令和3年度に創設した「よこすかカレー

トミュージアム」の推進ということになるのか。市内に点在する観光資源をサテライトと称し、それらをルートでつなぐ“どこでも博物館”、“まちごと博物館”的な施策である。ガイドンスセンターとして「よこすか近代遺産ミュージアム・ティボディエ邸」を新たに建設した<sup>\*36</sup>。



ルートミュージアムのロゴ  
(パンフレットより)

サテライトは、横須賀製鉄所の建設に始まる近代の歴史遺産 31 件が中心で<sup>\*37</sup>、その他に近代化ゆかりの人物 8 件、自然の観光スポットや近代以外の歴史遺産 28 件、合計 67 件で構成される。推奨ルートも用意されているが、利用者が 67 件のサテライトを自由に組み合わせて楽しむことを基本とする。そのためオリジナルルートを SNS で発信することでも活路が見いだせる。活用形態は総括的に C とする。

活用上の問題はなんといっても横須賀市の地形にある。日本一トンネルの多いまちと言われるように、細尾根と入り組んだ谷戸に代表される丘陵地形が市域の大半を占めている。活用を推進するにはアクセスの悪さと駐車場の少なさへの対応は欠かせない。現状では自家用車での周遊には多少の難を伴う。「はとバス」の導入や観光タクシーの進展もみられるが<sup>\*38</sup>、公共交通機関を利用した徒歩によるルートの開拓に当たっては、坂道や階段の多さに対して一考を要する。徒歩を推奨するならば、かつて大林宣彦監督が尾道を舞台にした一連の映画の中で、坂道の不便を情緒に置き換えたように、歩きたくなる魅力や歩きつづける中での気分一新できるポイントの創出がカギとなろう<sup>\*39</sup>。歩くことへの価値づけも必要で、経済産業省が推進する健康寿命を延ばすためのヘルスツーリズムも参考にしたい。

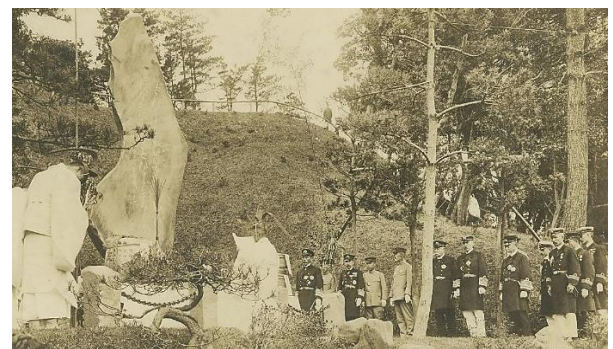
サテライトの組み合わせ方は様々であるが、常套手段は①ある特定の地域のサテライトを対象にする、②同系列のサテライトでつなぐことである。“②”の同系列のサテライトの場合、日本遺産のようにストーリーを作っていくことを試していただきたい。ルートづくりの際にメインストーリーは見つかっていると思うが、ストーリーの視点を変えてみることでサブストーリーの抽出が可能になる。また違ったルートづくりに展開したり、ほかのサテライトと結びついたりして新たなルートの創造を可能にする。

例えば東京湾要塞跡でまとめると、明治期の要塞の歴史や構造・建設技術、東京湾防衛の仕組みなどがメインストーリーである。少し視点を変えてその前の歴史を探ると、砲台の多くは江戸時代に台場が築かれていたことに気付く。千代ヶ崎砲台の前身は平根山台場であった。この台場は江戸幕府が会津藩に設置と警備を任せたもので、観音崎台場と城ヶ島台場とともに最初に造られた台場の一つである。台場関連遺構は残っていないが、モリソン号事件<sup>\*40</sup>の舞台にもなり、幕末期の開国への動きを具体的に物語る

史実を記憶する。そこから会津藩関連史跡、ペリー来航、そして横須賀製鉄所の建設へとストーリーが派生していく。

走水低砲台の前身は旗山台場であるが、ここではそれ以前の橘神社に注目したい。この神社は古事記・日本書紀に記されるヤマトタケルの東征に係り、走水から上総に渡航する際、荒れる波を鎮めるために自らの身を海中に投じたオトタチバナヒメを祭っていた。砲台建設のためヤマトタケルを祭神とする走水神社に移され、日露戦争戦勝後に正式に走水神社の祭神に迎えられた。その際に建立した「弟橘比賣尊記念碑（歌碑）」の除幕式には建碑発起人である陸軍の乃木希典や海軍の東郷平八郎らが参列した。記紀の世界や古代の東海道<sup>\*41</sup>に目を投じる一方で、日露戦争や記念艦三笠へとストーリーが転じていく。

このようにいくつかの文化財を“面”として捉えた活用を推進するためには、文化財の持つ様々な属性をつなぎ合わせ、情報発信することが望まれる。そして、その中に“いいね”、“なるほど”、“さすが”といった動機付けを促すヒントを散りばめることができるかが勝負になる。



1910/明治43年6月5日、「弟橘比賣尊記念碑」除幕式（郷土資料室蔵）

\*36 軍港資料館検討部会では、軍港資料館の在り方について最終的に各地に点在する歴史遺産や施設等の利用を促進するルートミュージアムを最善策とした。

ティボディエ邸は、復元こそ実現しなかったが、建物外観を模倣し、トラス構造の小屋組みやれんが壁などの建築部材の一部を展示したガイドンスセンターという形でなんとか陽の目を見ることができた。概算 3 億円という費用が常に復元のネックになってきたが、ガイドンスセンター建設に当たっては外構工事を含めて 4.6 億円が投じられた。

\*37 日本遺産の構成文化財はこの 31 件に含まれるが、米海軍横須賀基地内に所在する旧横須賀鎮守府関連の建物と図面やれんが・絵図（動産）はサテライト対象外である（2 箇の構成文化財一覧表の 1～3、9、12、16 の 6 件）。

よこすかルートミュージアムについては、専用の公式サイトを閲覧していただきたい。⇒ <https://routemuseum.jp/>

\*38 「はとバス」が YOKOSUKA 軍港めぐりと浦賀ドックを中心とした横須賀市内発着のバスツアーを催行中。横須賀市観光協会は「スカリン観光タクシー」のコースに日本遺産めぐりを組み込んだ。また、ルートミュージアムの一環で、浦賀ドックを中心に進めている“MEGURU Project”では、期間限定のイベントながら千代ヶ崎砲台跡への有料送迎バスを用意している。“自力で散策”型が基本のルートミュージアムに、“連れて行ってもらえる”型を組み込むことでアクセス面の課題もクリアされ、利用者の幅が広がる。

- \* 39 横須賀市集客実行委員会では、坂道の魅力を広めるマップ付きパンフレット「横須賀坂道めぐり」を作成した。
- \* 40 1837/天保8年、通商と日本人漂流民の帰国を目的とした非武装の米国商業船モリソン号に対して、平根山台場や鹿児島などで砲撃した事件。やがて開国派の蘭学者を弾圧する蛮社の獄につながる。日本に戻れなかった漂流民を描いた小説として、三浦綾子の『海嶺』、柳蒼二郎の『海商』がある。
- なお、会津藩の平根山台場警備は1810/文化7年～1820/文政3年で、モリソン号事件当時は浦賀奉行所の管轄であった。
- \* 41 771/宝亀2年、武蔵国が五畿七道(ごきしちどう)という行政単位の東海道に編入された。それまでの武蔵国は東山道に位置付けられ、そのため街道としての東海道は武蔵国を通らず、藤沢から鎌倉・逗子を抜けて三浦半島を横断し、相模国の走水から航路で上総国に渡った。その後の東海道と区別して「古東海道」という。記紀のヤマトタケルもこのルートで東征した。

## 4 おわりに ～雑感：文化財の活用～

### (1) 文化財の観光資源化

文化財保護と観光振興に関する法と施策の歩みを振り返ることで、現状では地方創生に基づき地域活性化は観光振興を通して進められるものと期待され、その要の一つに文化財の観光資源化が求められていることがわかる。

その文化財は、地域という社会あるいはそこに住む人々が大切に保存し継承してきたものであり、地域の特性や個性を固有化させるシンボリックな存在となる。その文化財の魅力幅広く浸透させることにより、集客が促され地域を活性化させる観光資源になり得るといふことだ。つまり、文化財は地域活性化の一翼を担う素材であり、そこに疑いと間違いはない。ただし、観光目線が強調されると文化財としての価値の遺漏という点で疑義を呼び、利潤追求に目がくらめば文化財を食い物にすると批判される。

### (2) 文化財の観光資源としての適合・不適合

文化財といっても多種多様である。文化財所有者の考え方も含めて、文化財の保存と活用の環境も一律ではない。しかも文化財を幅広く活用していくとなれば、観光資源としての適合・不適合、言い換えれば、儲かる文化財と儲からない文化財といった実態が浮き彫りになってくる。文化財の見方として、この二極化に対応する視点は必要であり、現実的に二極化した対応はせざるを得ないだろう。その場合、活用不適合の文化財に対して、活用を放棄することと保存が疎かになることがあってはならない。特に保存に関しては価値の平均化を心がけたい。

とはいえ、“2-(5)”で文化財の保存と活用を推進するためには人事面での柔軟な運用を課題として示したように、市町村の文化財保護行政は予算に加えて人員の配置にも余裕があるとはいえない。活用不適合と見なされた文化財の保存にまで目を配るのは大変である。ただし、十分に活用できている文化財があれば、活用不適合を含めた文化財全般の保存対策を底上げするかもしれない。

おこぼれの保存措置でも“良し”とする姿勢を容赦する寛容さも必要ではないか。

すべての文化財の保存と活用を適切に進めるためには、前述の「文化財保存活用地域計画」と文化財ごとの「保存活用計画」の策定がカギとなる。文化財所有者とともに定期的な点検や連絡体制の確立などの基礎的な作業から始め、より高次元の保存・活用対策へと進めていくしかない。地味ながら大変な作業になるが、計画の中に位置づけて標準化させることが肝心である。

### (3) 観光資源としての美装化

観光庁の「明日の日本を支える観光ビジョン」では、前述のとおり「観光資源としての価値を高める美装化への支援」を提示した。この“美装化”は\*42、観光立国推進のための観光サイドの言葉であるが、文化財サイドには文化財の価値を損なわずに観光資源化を成就することが求められる。美装化といっても偽装や仮装で表面を繕うようなことがあってはならない。美装化とは、文化財の価値と美観の維持を両立していくために、個々の文化財の特質とその保存環境に応じた経年劣化に配慮しつつ、計画的かつ定期的に修理・修復を行い続けることと理解したい。

例えば浦賀ドックは、美装化を最も重視しなくてはならない文化財の一つである。特にれんが積み壁は裏込を含めた構造上の検査とそれに基づく亀裂・崩壊対策が最大の課題であろう。また、れんがの風合いの維持は美感に大きく関わるため、短いスパンでの作業が欠かせない。開閉ゲートは当初のものではなく、その周辺も後に延長された部位とはいえ、ゲートの補強工事に当たってはドック内側の景観を変更する行為は避けたい。交換も考えられるが、2003/令和15年3月の最後の使用から20年以上が経過し、ほぼ脱塩された空のドックを再び海水で満たすことのリスクが懸念される。今後の美装化対策に横須賀を代表する観光資源としての命運がかかる。



2021/令和3年3月、住友重機械工業株式会社から横須賀市に寄贈された浦賀ドック(筆者撮影)

\* 42 “美装化”のイメージについて。例えば公立学校の耐震化対策では、外付け鉄骨ブレース耐震補強工法という外壁に筋交いを設置する工法が採用された。この工法は、授業を中断させる必要がないといった利点があるようだが、教室内の照度は少な

からず悪化するし、美観を損ねてしまうことは明らかである。文化財の“美装化”の場合は、通常見える部位に美観に影響する筋交いの設置は避けなければならない。

なお、文化庁でも“美装化”を冠した「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（美装化事業）」を行っていた。文化庁が説明する“美装化事業”とは、その国庫補助要綱によれば「外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事」ということである。

#### (4) 文化財を活用し、確実に将来へ受け継ぐ

文化財は、法に基づき保存と活用を図るものと位置づけられ、保存と活用は相互に作用するものと説かれている。ただし、効率よく活用するためには文化財の保存整備事業が必要であることは言うまでもない。

史跡名勝天然記念物のうち土地を指定するものは、市町村が所有するか管理団体に指定されている場合が多い。市町村が保存と活用のための整備を進める上での課題はインフラや防災対策などを含めて多岐にわたるが、ここでは本稿との関連で次の点を指摘しておきたい。

それは、多種多様な文化財の望ましい活用の在り方をイメージすることである。活用形態A～Eに照らし、活用イメージをより具体化していく。具体化した活用イメージが目標となり、それによって行動計画も定まってくる。中でも活用形態Eのイメージ化に当たっては、**地域住民の理解と参画を得ることの重要度が増してくる**。インバウンドあるいは国内各地からの集客を目論む場合、得てして文化財のある地元が置き去りにされかねないからだ。文化財を活かしたまちづくりは、その地域全体の関心度の高さにも左右されるし、オーバーツーリズムともなれば、文化財所有者だけでなく周辺住民の生活を巻き込むことになる。

また、個人や法人等が所有する建造物や美術工芸品などの場合は、個々の対応では活用に限らず保存整備の面でも“点”としての扱いになりかねない。つまり、市町村としても保存整備事業費に対する補助金の予算化を計画的に進めることができず、その都度の個別協議にならざるを得ないからだ。そこで、同一種別の文化財を基本とした所有者間でネットワークを構築する方法がある<sup>\*43</sup>。そこに有識者や民間企業がサポートする仕組みをつくることで、“点”としての活用から“面”としての活用に対する効果や課題、活用案などが整理されていく。保存整備に対してもネットワーク全体で計画的に取り組むことを可能にする。

最後に、上記の点を留意した上で、文化財の保存整備に対する心構えを記しておきたい。

文化財は歴史上あるいは学術上、芸術上の価値が高いものとされる（法第2条）。その文化財の価値を損なうことなく活用することで、文化財のある地域とその住民にとっての価値の付加が求められている。この場合の価値とは文化財の活用が進み“まちが活気づいている”、“まちの雰囲気良くなった”など、地域が変貌することで得られるも

ので、集客等による経済効果以外にも住民の郷土愛の醸成やその土地に暮らすことの満足度に反映されていく。そのため、変貌することが地域活性化の指標になるともいえる。このような地域活性化の第一歩につながる文化財の保存整備事業に当たっては、**文化財がその土地に存在することの真の姿を正しく伝えていくことを忘れてはならない**。

更に具体的な保存整備計画の策定に当たっては、コンサルタントを導入するのが一般的だが、“おまかせ”にならずに活用イメージに近づける検討に注力することが大事である。その結果は、期待を裏切らない保存整備として報われる。現時点では、その保存整備の実践的手法を“美装化”という言葉で代用しよう。美装化を行うことで「とっておいた文化財」は息づき、「とっておきの文化財」として地域の人々から愛される宝へと昇華していく。美装化の的確な実践は、文化財の観光資源化の成就を可能にする。そして、文化財を確実に将来へ受け継ぐことを約束する。

\*43 都道府県単位で「登録有形文化財建造物所有者の会」の設立が進んでいる。神奈川県は2018年の設立。また、3-(2)で紹介した「一般社団法人 BUSHIDO 文化協会」も一例である。

謝辞 神奈川県の文化遺産課副課長 谷口 肇氏には多面にわたりご教示・ご意見をいただいた。また、横須賀市の文化財担当主査 川本真由美氏には横須賀市内の状況についてご教示を得た。ここに記して感謝を申し上げる。

#### 【引用・参考文献等】

- 〈1〉文化庁 2001 『文化保護法五十年史』 株式会社ぎょうせい
- 〈2〉沢田秀男 2003 『海が光る街から～市長のティータイム』、2005 『同 II』 神奈川新聞社 ※ 本書は「広報よこすか」に掲載したコラムをまとめたものである。
- 〈3〉横須賀市 2021 『浦賀レンガドック周辺区域活用調査報告書』 ※ 横須賀・浦賀の観光拠点の立地ポテンシャルを、X軸＝旅の目的とY軸＝観光資源化でグラフ化するが、多種多様な観光資源を同一レベルで扱っている⇒ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0810/documents/202108uragahoukokusho.pdf>
- 〈4〉各省庁のホームページ（URLは省略） ※ 国の法や施策を閲覧した。ただし、それらを網羅的に扱うことはできていない。むしろ作為的に抽出したのではないかと危惧する。

#### あとがき

今号では、本市の地域活性化を祈念して「文化財保護と観光振興の歩みから想うこと」を掲載しました。なお、本市の「ここにしかない歴史」は日本遺産の構成文化財のような近代のものばかりではありません。現時点では中世の三浦一族の共同墓地であった深谷やぐら群や近世の浦賀奉行所跡が注目されており、その保存と活用が喫緊の課題です。移管や寄贈という事情があり、早急な方針決定も要求されますが、歴史遺産の価値を十分に極めた取り組みが期待されます。

#### 図書館 HP「デジタルアーカイブ」のご案内

横須賀市立図書館ホームページの「デジタルアーカイブ」では、戦前期の絵葉書や写真、絵図などの郷土資料の他、『緒明山通信』のバックナンバーも扱っています。右のQRコードか、下のURLからアクセスできます。  
<https://www.yokosuka-lib.jp/contents/archive/>

